

青森県認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的

人口の高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が予測されることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

4(1)及び(2)の事業については、知事が指定する法人が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4(3)～(5)の事業については、青森県がその責任の下に実施するものとする。

ただし、4(1)～(5)の事業は、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、県はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、4(6)及び4(7)の事業については、青森県が認知症介護研究・研修センター（以下「センター」という。）に委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

本事業の実施にあたっては、市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

(1) 認知症介護基礎研修

① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事

業所等」という。)において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修とし、研修カリキュラムは別紙1(1)のとおりとする。

③ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、修了証書(別紙2(2))を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号(受講者ID)、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

④ 実施上の留意事項

ア 研修は、原則としてeラーニングにより行うものとする。

なお、知事は、対応の準備等の観点からeラーニングによる実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は双方向の対話が可能なオンラインによる講義・演習とすることができるものとするが、その場合には、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 知事は、本研修を行う者に係る知事の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の過程(eラーニングの内容を含む。)並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について、必要に応じ提出させ、審査するものとする。

ウ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用について負担するものとする。

(2) 認知症介護実践研修

① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

② 研修対象者

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

ア 認知症介護実践者研修

原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的な知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後1年以上経過している者とする。

ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修とし、研修カリキュラムは別紙1(2)のとおりとする。

④ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設等であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認める施設とする。

⑤ 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、市町村長又は所属の長を通じて、受講申込書を実施主体の長に提出するものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき受講生を決定し、受講者決定通知書を交付し、研修生として登録するとともにその結果を市町村長又は所属長に通知する。

⑥ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、修了証書(別紙2(2))を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

⑦ 実施上の留意事項

ア 実施主体の長は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施については必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 知事は、本研修を行う者に係る知事の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

ウ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用について負担するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修とし、研修カリキュラムは別紙1（3）のとおりとする。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって、知事が適切に研修を行うことができると認めるもの。

④ 受講の手続

ア 受講の手続は当該事業所が所在する市町村長を通じて、受講申込書を知事に提出するものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき受講生を決定し、受講者決定通知書を交付し、研修生として登録するとともにその結果を市町村長に通知する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、修了証書（別紙２（１））を交付するものとする。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意点

ア 知事は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、別途知事の定める受講手数料及び教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第４２条第１項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第４５条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第５条第１項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第８条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎過程を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要

な知識及び技術を修得するための研修とし、研修カリキュラムは別紙1（4）のとおりとする。

③ 受講の手続

ア 受講の手続は当該事業所が所在する市町村の長を通じて、受講申込書を知事に提出するものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき受講生を決定し、受講者決定通知書を交付し、研修生として登録するとともにその結果を市町村長に通知する。

④ 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、修了証書（別紙2（1））を交付するものとする。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意点

ア 知事は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施については必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、別途知事の定める受講手数料及び教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより知事が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修とし、研修カリキュラムは別紙1（5）のとおりとする。

③ 受講の手続

- ア 受講の手続は当該事業所が所在する市町村長を通じて、受講申込書を知事に提出するものとする。
- イ 知事は、受講の申込みに基づき受講生を決定し、受講者決定通知書を交付し、研修生として登録するとともにその結果を市町村長に通知する。

④ 修了証書の交付等

- ア 知事は、研修修了者に対し、修了証書（別紙2（1））を交付するものとする。
- イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。
- ウ 知事は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意点

- ア 知事は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施については必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。
- イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、別途知事の定める受講手数料及び教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

(6) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～オの全てを満たす者のうち、知事が適当と認めたものとする。

- ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者またはこれに準ずる者
- イ (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者を含む。）
 - (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者
- ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると県が認めた者
- エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、③の実実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター及び連携施設

センター設置場所等

区 分	設 置 場 所	事 業 主 体
東 京	東京都杉並区	社会福祉法人浴風会
大 府	愛知県大府市	社会福祉法人仁至会
仙 台	宮城県仙台市	社会福祉法人東北福社会

④ 推薦手続き

知事及び介護保険施設・事業者等の長は、(6)①の研修対象者について、センターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業者等の長からの推薦に当たっては、県を経由することとし、県は当該者について(6)①ウについて確認の上、進達するものとする。なお、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して県へ進達するものとする。

⑤ 受講の手続等

受講の手続等については、センターの研修要項に基づき行う。

⑥ 修了者名簿

知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

⑦ 実施上の留意事項

研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当額分について負担するものとする。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次の要件を全て満たす者のうち、知事が適当と認めたものとする。

ア (ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

のいずれかの要件に該当する者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的とし、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター

④ 受講手続

受講手続については、センターの定める研修要項に基づき行う。

⑤ 修了者名簿等

知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(8) その他

① (2)から(5)の実施については「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について」（平成24年3月16日老老発0316第2号厚生労働省老人保健課長等通知）において、その受講が義務づけられている研修として実施するものである。

② 4(2)の認知症介護実践者研修は、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第17号ハ及び第51号の4ハの「認知症介護に係る実践的な研修」に該当する研修である。

③ 4(2)の認知症介護実践リーダー研修は、大臣基準告示第17号ハ、第42号イ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護に係る専門的な研修」に該当する研修である。

④ 4(6)は大臣基準告示第17号ハ、第42号ロ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に該当する研修である。

(補則)

この要綱に定めるもののほか、研修に必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成12年12月28日から適用する。

(附則)

平成 16 年 9 月 24 日一部改正。

(附則)

第 1 条 平成 17 年 5 月 24 日一部改正。

第 2 条 平成 17 年度における 4 の(1)及び 4 の(4)の実施については、実施体制の整備に要する期間を考慮し、旧実施要綱も参考として実施するものとする。

(附則)

平成 18 年 4 月 13 日一部改正。

(附則)

平成 25 年 3 月 5 日一部改正。

(附則)

平成 26 年 5 月 2 日一部改正。

(附則)

平成 28 年 4 月 18 日一部改正。

(附則)

平成 30 年 5 月 9 日一部改正。

(附則)

令和 3 年 4 月 16 日一部改正。

(附則)

令和 4 年 4 月 14 日一部改正。

(附則)

令和 6 年 4 月 4 日一部改正。